

佐賀県告示第 82 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図書は、佐賀県県土整備部河川砂防課、杵藤土木事務所及び鹿島市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和 2 年 3 月 27 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

通山地区

次に掲げる土地に存する標柱 1 号から 12 号までを順次直線で結んだ線及び標柱 1 号と 12 号とを直線で結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	市	大字	字	地番
1	鹿島市	古枝	西平	甲 1842 番
2	〃	〃	〃	甲 1848 番 2
3	〃	〃	谷村	甲 1863 番
4	〃	〃	西平	甲 1850 番
5	〃	〃	〃	甲 1856 番 2
6	〃	〃	〃	〃
7	〃	〃	〃	甲 1860 番 1
8	〃	〃	安本	甲 1104 番
9	〃	〃	〃	甲 1109 番 3
10	〃	〃	通山	甲 1119 番 5 地先道路敷
11	〃	〃	〃	甲 1121 番 1 地先道路敷
12	〃	〃	〃	甲 1184 番 1